

町内会などに無償で貸し付けする「町内雪寄せ場」の 固定資産税減免申請の手引き

住宅密集地の雪寄せ場の確保の一助とするため、空き地を所有されているかたが町内会との話し合いのうえ、当該町内住民の雪寄せ場として町内会に無償で貸し付けた場合、翌年度の固定資産税の一部を減免する制度です。

【要件】

- ① 対象となる土地は、住宅密集地域（半径150m以内に約40戸以上の住宅がある地域）内の宅地であること（※1）。
- ② 土地所有者と町内会が雪寄せ場として無償での土地の貸借契約（使用貸借契約）を書面により締結すること。
契約書のひな形は本庁税務課、比内総合支所内土木課及び田代総合支所市民生活係でお渡ししています。
- ③ 雪寄せ場としてのみ利用すること（期間中、他への利用は不可）
- ④ 一つの町内会で2カ所以内であること（ただし町内の規模等により特に3カ所以上必要と認められる場合はこの限りではない）。
- ⑤ 1カ所につき500㎡を超えないこと（500㎡を超える場合はご相談ください）。
- ⑥ 使用期間は概ね12月から翌年3月末日までの期間を含むこと。
- ⑦ 公道に接していること、または通行に制限のない私道などに接していること。
- ⑧ 道路との高低差が著しく、雪寄せ場としての利用に適さない土地でないこと。
- ⑨ 近隣に、既に雪寄せ場として利用できる市有地や公園、町内敷地等がないこと。
- ⑩ その他、明らかに利用に適さない土地でないこと。
1 評価地目が宅地の土地が対象で、宅地評価並みの雑種地も含みます。
田・畑・山林・原野等は対象外です。

【町内雪寄せ場設置確認願の届出期間】

令和7年10月6日から12月26日まで



【減免割合】

届出期間	貸付期間	減免割合
10月6日～11月28日	12月1日～翌年3月31日	12分の4
12月1日～12月26日	1月1日～3月31日	12分の3

※固定資産税の減免は、翌年度の当該土地の固定資産税に適用されます。

【手 続 き】

届け出から減免までの流れは以下ようになります。

※前年度にも雪寄せ場として届出があり、引き続き今年度も届出をするときは、①～③を省略することができます。

①町内会等と土地所有者で協議	町内会等と土地所有者で雪寄せ場として利用するのか協議してください。
②土木課へ相談	<u>土木課</u> へ雪寄せ場として対象となるのか相談してください。
③土地使用貸借契約の締結	町内会等と土地所有者との土地の使用貸借契約(無償使用契約)を書面で締結してください。
④町内雪寄せ場設置の届出(10月～12月)	町内会等と土地所有者との連名で、下の同意書欄に土地所有者の同記名、押印したものに添付書類を添えて <u>税務課</u> または <u>土木課</u> へ提出してください。
⑤固定資産税の減免申請	納税通知書を確認のうえ、設置確認通知(写)を添えて減免申請書を <u>税務課</u> へ提出してください。
⑥雪寄せ場の利用	市職員が町内雪寄せ場として届出のあった土地を現地確認します。
⑦設置確認の通知書を発送	町内会等と土地所有者へ設置確認通知を発送します。
⑧雪寄せ場の活用状況の確認	期間中に使用状況を確認します。
⑨減免決定通知及び減免後の固定資産税の納税通知書を発送	減免決定通知書と減免承認後の税額を記載した納税通知書を発送しますので、これにより納付してください。

※ 契約書のひな型は、税務課または土木課にありますので、ご利用ください。

【雪寄せ場設置届出】

書 類	内 容	新規	継続
雪寄せ場設置届出書	同意書欄に土地所有者の署名	必要	必要
市税の減免に関する申請書	所有者(納税義務者)の署名	必要	必要
土地使用貸借契約書の写し	町内会等と土地所有者との契約	必要	所有者が変更になる場合は必要

案内図	場所がわかるもの（住宅用地図）	必要	不要
位置図	地番のわかるもの（地番の入った図面）	一部使用の場合のみ	不要
測量図等	一地番の一部を使っている場合は必要。その面積がわかるもの	一部使用の場合	不要
町内会等が無償使用する町内雪寄せ場設置届出書に関する変更届	前年度から町内会等の代表者が変更になった場合のみ	不要	※ 町内会長等の代表者が変更になる場合は必要

※ 変更になる場合、使用貸借契約書の押印が代表者の印のときは不要です。
雪寄せ場設置届出書の町内会等欄に記入してください。

【1月1日までに土地の所有者等が変わったとき】

土地所有者が死亡した場合	相続人代表者指定届 納税管理人承認申請書 土地の全部事項証明書の写し	新たに納税義務者となった者に土地の使用貸借契約が継続されていることを証する書類
	同意書	新しく納税義務者となったものからの同意
土地が譲渡された場合	町内会等と新しい土地所有者との使用貸借契約書の写し	
	同意書	新しく土地所有者となったものからの同意
町内会等の代表者が変更になった場合	町内会等が無償使用する町内雪寄せ場設置届出書に関する変更届	

【注意事項】

- 利用時の管理は町内会等で責任をもって実施してください。
- トラブル防止のため土地所有者と町内会等は十分に話し合い、事前に取り決めをしてください。
 - ・ 敷地内での物損事故等
 - ・ 契約終了後の清掃
 - ・ 契約終了後に雪が残った場合の処理等
- 市は、雪寄せ場での事故・トラブルの解決には関与しません。
- 土地所有者および町内会等が特に認めた場合は、市の道路除雪により発生した雪を寄せる場合も可とします。

【お問い合わせ先】

○雪寄せ場に関すること

土木課維持第二係	
所在地	〒018-5792 大館市比内町扇田字新大堤下93-6
電 話	0186-43-7079(内線783・785)
FAX	0186-55-3911

○固定資産税の減免に関すること

税務課固定資産税係	
所在地	〒017-8555 大館市字中城20
電 話	0186-43-7034(内線247)
FAX	0186-49-3131